

入札説明書
【総合評価方式（試行）】

日本下水道事業団（以下「事業団」という。）による磐南浄化センター維持管理業務に係る入札公告（役務）に基づく一般競争入札等の手続きについては、関係規程に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、本入札に係る契約締結は、磐田市と日本下水道事業団との維持管理業務委託に関する協定が締結されていることを条件とする。また、日本下水道事業団の令和7年度予算について、日本下水道事業団法第38条の規定により国土交通大臣の認可を受け、成立することを条件とする。

1. 公告日 令和6年11月8日

2. 契約職

日本下水道事業団 契約職 東日本本部長 渡辺 志津男
東京都文京区湯島二丁目31番27号 湯島台ビル

3. 業務概要

- (1) 業務名 令和7～11年度磐南浄化センター維持管理業務委託
- (2) 業務場所 静岡県磐田市小中瀬 他 地内
- (3) 業務内容 本業務は、磐田市磐南浄化センター（現有処理能力66,000m³/日）の水処理・汚泥処理施設等の維持管理業務及びそれに伴う付帯業務である。
- (4) 履行期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4. 競争参加資格

本業務に係る競争に参加するのに必要な資格を有する者とは、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、契約職による本業務に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 物品購入等競争参加者の選定等に関する達（平成7年12月4日付達第23号。以下「達」という。）第2条第1号から第6号までの規定に該当しない単体有資格業者
- (2) 事業団において達に基づく一般競争参加資格の認定（業種区分の2-（ト）「(建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理（役務の提供）」(A等級)、または2-（リ）「その他」(A等級)）を受けていること。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。)

入札公告時において当該資格の認定を受けていない者については、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、事業団から「物品購入契約等に係る指名基準の明確化等について（平成11年2月24日付総会発第86号。）」に基づく指名停止を「中部地域」において受けていないこと。
「中部地域」に含まれる県は、次のとおりである。

(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)

(5) 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年、建設省告示1348号)に基づく下水道施設維持管理業者として登録を受けており、中部地域に維持管理業務に関して事業所(本店、支店、常時維持管理の委託契約を締結する事務所又は本業務の開札の時点において水処理施設として本業務の対象施設の1/2以上の施設規模の下水道施設の維持管理業務を実施しており緊急時の対応が可能な体制を確保できる拠点)を有する者であること。

(6) 過去10年間(平成26年4月1日以降、以下同じ。)に、次の①及び②に該当する業務を元請として受注し、継続した1年間以上の実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30%以上の場合のものに限る。)を有すること。

① 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条に定める終末処理場(現有処理能力として日最大処理能力33,000m³/日以上)で処理法が次表のいずれかに該当する水処理施設の運転操作監視業務。

表 対象処理法一覧

標準活性汚泥法
標準活性汚泥法＋急速ろ過又は凝集剤添加等
膜分離活性汚泥法
循環式硝化脱窒法等
硝化内生脱窒法
ステップ流入式多段硝化脱窒法
嫌気好気活性汚泥法
嫌気無酸素好気法
循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法

② 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条に定める終末処理場の污泥焼却炉(処理能力17t/日以上)の運転操作監視業務。

(7) 次の①及び②に掲げる基準を満たす総括責任者を履行期間中に専任で配置できること。

① 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3の各号に定める資格を有する者であること。

② 過去10年間に継続した1年間以上(6)①に示す施設の総括責任者としての実務経験を有する者、または過去10年間に継続した2年間以上(6)①に示す施設の副総括責任者としての実務経験を有する者であること。なお、副総括の実務経験を有する者を配置する場合は、過去10年間に水処理、污泥処理それぞれ2年間以上の実務経験を有することを条件とする。

(8) 次の①から③に掲げる基準を満たす副総括責任者を履行期間中に専任で配置できること。業務の遂行に必要となる場合は、複数名を配置するものとする。

① 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3の各号に定める資格を有する者であること。

② 過去10年間に継続した2年間以上の(6)①に示す業務の経験を有する者であること。

③ 過去10年間に(6)①に示す施設において、水処理、污泥処理それぞれ2年間以上の実務経験を有する者であること

(9) 次の①及び②に掲げる基準を満たす主任技術者を履行期間中に専任で配置できること。ただし、総括責任者又は副総括責任者が当該基準を満たす場合は、この限りではない。

① 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3の各号に定める資格を有する者であること。

- ② 過去 10 年間に 1 年間以上の（６）②に示す施設の実務経験を有する者であること。
- （１０）入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係ないこと。
- ①資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
１）親会社と子会社の関係にある場合
２）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ②人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
１）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
２）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- （１１）暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者でないこと。
- （１２）（４）で示した期間中に磐田市より指名停止措置を受けていないこと。

5. 総合評価に関する事項

（１）落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、入札書及び技術提案書をもって入札に参加し、入札価格が日本下水道事業団会計規程（昭和48年規程第 8 号）に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内のうち、下記（２）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
- ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- ② 上記①において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を定める。
- ③ 上記①により落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格未満である場合は低入札価格調査を行う。なお、低入札価格調査は、本説明書に添付する入札説明書別紙 1「低入札価格調査について」による。
- ④ 上記③の調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。
- ⑤ 上記③の調査にあたっては、①により落札者となるべき者は、調査のために必要な指示に従わなければならない。指示に従わない場合には、④に該当するものとし落札者としえないものとすることがある。

（２）総合評価の方法

総合評価は、価格点と技術点の合計により得られた評価値をもって行う。

①価格点は、以下の計算方法により算出する。

価格点＝100点×（1－入札価格／予定価格）

価格点の算出にあたっては、下表に示す業務の想定額を計算式中の入札価格及び予定価格からそれぞれ控除するものとする。

なお、価格点の配分点は100点とし、小数点第5位以下は切り捨てるものとする。

入札参加者による入札価格の積算においては、下表に示す業務の想定額を計上する

こと。

業務名	内容	想定額（５年間計） 消費税相当額を除く
小規模修繕業務	特記仕様書第４３条に定める業務	50,000,000 円

- ②技術点は、予定価格の制限の範囲内で入札した参加者に対し、下記の１)～６)の評価項目の評価値の合計により算出する。

なお、技術点の最高点数は20点とし、小数点第5位以下は切り捨てるものとする。

- １)業務の実施方針・体制
- ２)運転管理業務方法
- ３)保守点検業務方法
- ４)緊急時対応方法
- ５)環境対策
- ６)その他

- ③技術提案書の取り扱いに関する留意事項

- １)技術提案は、仕様書等で示した水準を満足するとともに、当該施設に適合したものとする
こと。
- ２)技術提案の内容について、法令、仕様書等の水準を示している評価項目で、提案の内容がこの水準を満足しない項目がある場合は、競争参加資格がないものとし、競争参加資格確認の通知に併せて書面により理由を付して通知する。
- ３)技術提案についてヒアリングを行う場合がある。
- ４)技術提案の内容については、仕様書等に準ずるものとして扱い、確実に履行しなければならない。受注者の責により実施されないと判断された場合は、契約違反として扱うことがある。

- （３）評価項目、評価視点及び配点、技術提案に係る留意事項等

評価項目の詳細を以下に示す。その他詳細については、入札説明書別紙２「総合評価に関する事項」による。

- ① 業務の実施方針・体制

本業務委託内容の主旨、委託対象施設の特徴をふまえ、法人等としての本業務への取り組み姿勢、法人等としての業務の実績、本業務実施方針の妥当性、本業務を実施する際の組織体制及び人員配置計画、従事する職員の安全衛生管理体制を評価項目とする。

配置を要求している資格者の他、業務に関連のある資格を有する者の活用についても、有効な提案があれば評価する。

また、評価項目「組織体制及び人員配置計画」については、自ら行う業務の他、修繕・分析・付帯業務・物品の調達などの、外部に委託する業務の実施計画についても記載することが出来るものとし、業務の合理的な実施が見込まれるものについては評価する。

- ② 運転管理業務方法

対象施設の運転監視操作上の留意点、運転操作・監視業務実施計画、適正な運転管理及び環境影響管理に必要となる環境計測等の分析・計測業務に関する実施計画を評価項目とする。

- ③ 保守点検業務方法

対象施設の保守管理上の留意点、主な施設・設備の保守点検業務実施内容及び５か年の計画、保守点検結果の報告・評価方法を評価項目とする。点検結果を踏まえ実施する簡易修繕、小規模修繕業務を迅速かつ的確に、合理的に実施するための取り組みや、ストックマネジメントとの連携等の提案があれば評価する。

- ④ 緊急時対応方法

災害、事故に加え、流入の異常や大規模な感染症等の緊急事態の想定及び対応方法、緊急時のバックアップ体制と連絡体制及び処理場へ市民等が想定外に避難してきた際の対応を評価項目とする。

⑤ 環境対策

エネルギー使用量削減、温室効果ガス排出抑制への取り組み方針、周辺環境及び近隣住民への配慮を評価項目とする。(取り組みの実施時期、期間等も合わせて評価する)

⑥ その他

コスト削減や地元への配慮に資する提案、その他自主的な普及啓発、環境学習、情報発信や下水資源の活用等、上記以外で業務に関する有効な提案を評価項目とする。(取り組みの実施時期、期間等も合わせて評価する)

6. 担当部署

(1) 競争参加資格の確認通知、入札執行及び契約締結に関すること。

日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所 契約課

住所 〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-27 湯島台ビル 4 階

TEL 03-3818-1212 FAX 03-3818-3524

(2) 競争参加資格の確認(申請書及び資料の受付審査)に関すること。

日本下水道事業団 東日本設計センター 企画調整課

住所 〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-27 湯島台ビル 5 階

TEL 03-3818-1448 FAX 03-3818-3536

7. 申請書、資料及び技術提案書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、次に従い、申請書、資料及び技術提案書を提出しなければならない。

①提出期間：令和6年11月11日(月)から令和6年12月12日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午前12時まで及び午後1時から午後4時まで。

②提出方法：提出にあつては、持参のほか、郵送等での対応とする。郵送等とは、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便同様のものに限る。)とする。また、郵送等による場合は、提出期限の締切日必着とする。ただし、提出期限の前日までの受領証(書留郵便)や受付印(託送)があるものは有効とする。郵送等での提出とする場合は、必要書類の一式を郵送等するものとし、持参での提出との分割は認めない。送付当日に申請書、資料及び技術提案書郵送等連絡書(様式10)をファックスすること。

(2) 申請書は、「様式1」により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、②の業務実績及び③に掲げる技術者のうち本業務の配置予定技術者の経験については、完了したものに限らず記載することが出来る。ただし、公告日を基準とし、4.(6)、(7)、(8)、(9)に示す条件を満たしていること。

① 事業所

(イ) 有資格業者の事業所

4.(5)の事業所を「様式2」に記載すること。

② 業務実績

(イ) 有資格業者の業務実績

本業務の競争参加資格があることを判断できる業務実績を、「様式3」に記載すること。

③ 配置予定の技術者

(イ) 本業務の競争参加資格があることを確認できる配置予定の総括責任者、副総括責任者及び主任技術者の資格、業務経験を「様式4-1, 4-2, 4-3」に記載すること。申請書提出時において他業務に従事し本業務と重複する場合は、対応措置を記載すること。

(ロ) 申請時に配置技術者が特定できない場合は、3名を限度として複数の技術者を申請することもできる。その場合、評価対象となる技術者は、「業務の実績に関する

評価項目」に係る「評価点」が最も低い者とする。なお、申請するすべての配置予定技術者は、競争参加資格の要件を満たしていることが必要である。

- (ハ) 同一の技術者を複数業務の配置予定の技術者として重複して申請する場合において、他の業務を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに提出した当該申請の取下げを行うこと。他の業務を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがある。

また、低入札価格調査のため落札決定が保留されている間は、低入札価格調査対象者は同一の配置予定技術者により従事期間の重複する他の業務の入札に参加してはならない。

- (二) 技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認資料及び資格の確認資料を提出すること。

④ 業務実績の確認書類等の提出

上記②及び③の業務実績として記載した業務に係る契約書、体制表、従事証明書等の写し等を提出すること。

⑤ 指名停止措置

4. (1 1) に示す団体から指名停止の措置を受けていないことを確認するため「様式5」に記載すること。

⑥ その他

資料の提出に併せて提出者連絡先を「様式7」に記載すること。

- (4) 技術提案書は、「様式8-1」及び「様式8-2」により作成すること。

- (5) 競争参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行う。

- (6) 競争参加資格の確認の結果は、令和7年1月14日（火）までに通知する。

- (7) 申請書及び資料の作成説明会は行わない。

- (8) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 契約職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 本入札説明書を申請書及び資料の作成以外の目的で使用してはならない。

⑥ 申請書及び資料に関する問い合わせ先6.(2)に同じ。

8. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約職に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和7年1月23日（木） 午後4時

② 提出場所：6.(2)に同じ。

③ 提出方法：書面は持参し、又は郵送することにより提出するものとし、ファックスによるものは受け付けない。

- (2) 契約職は、説明を求められたときは、令和7年1月31日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9. 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書等（仕様書、図面、業務委託費内訳書、日本下水道事業団物品購入等一般競争契約入札心得及び契約書案を含む。）に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 提出期間：令和6年11月11日（月）から令和6年11月22日（金）午後4時まで

- ② 提出場所：６．（１）に同じ。
 - ③ 提出方法：質問書の提出にあつては、持参のほか、郵送等での対応とする。郵送等とは、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便同様のものに限る。）とする。また、郵送等による場合は、提出期限の締切日必着とする。ただし、提出期限の前日までの受領証（書留郵便）や受付印（託送）があるものは有効とする。
 - ④ 質問記述の方法：様式９を使用すること。
- （２）（１）の質問に対する回答書は、令和６年１２月３日（火）から令和６年１２月９日（月）までの間、事業団ホームページにて公表する。
- 磐南浄化センター入札情報
(URL <https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/bannan/bannanjouhou.html>)

１０．入札の日時及び場所

- （１）日時：令和７年１月２３日（木） １１時００分
- （２）場所：日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所 入札室
住所 〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-27 湯島台ビル５階
- （３）その他 入札に当たっては、契約職により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

１１．入札方法等

- （１）入札書は持参すること。郵送及びファックスによるものは受け付けない。
- （２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
- （３）入札にあたっては、５（２）①に示す業務が想定額を予め計上し実績に応じて精算するものであり、入札価格の算定にあたっては想定額通り計上すべきものであることに注意すること。
- （４）入札執行回数は、２回を限度とする。

１２．入札保証金及び契約保証金

- （１）入札保証金 免除。
- （２）契約保証金 納付（保証金取扱店 みずほ銀行 新橋支店）。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- （３）契約保証金の額 保証金額又は保険金額は、業務委託料の１０分の１以上とする。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、業務委託料の１０分の３以上とする。（５（２）①に示す小規模修繕業務の想定額を業務委託料から控除できるものとする）

１３．開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。

１４．入札の無効

４．に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札、申請書及び資料の提出のない者がした入札及び日本下水道事業団一般競争契約入札心得において記した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札をした者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約職により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札の時にいて指名停止を受けている者その他開札の時にいて４．に掲げる資格のない者は、競争

参加資格のない者に該当する。

15. 停止条件

- (1) この入札による契約は、磐田市と事業団との維持管理業務委託に関する協定の締結を要することから、開札の日において協定が締結されていない場合は、入札を取り止め又は開札を延期する。この場合、事業団は一切の損害賠償の責を負わないものとする。
- (2) 日本下水道事業団の令和7年度予算について、日本下水道事業団法第38条の規定により国土交通大臣の認可を受け、成立することを条件とする。

16. 契約書作成の可否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

17. 支払条件

毎月払いとする。

18. 再苦情申立て

- (1) 契約職からの競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明に不服がある者は、契約職からの回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面（様式は自由。ただし、代表者等の記名押印を要する。）により、理事長に対して再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては日本下水道事業団入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間
 - ①受付窓口：上記6.（1）に同じ。
 - ②受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午前12時まで及び午後1時から午後4時まで。

19. 関連情報を入手するための照会窓口 6. に同じ。

20. 現地確認会

開催する。参加希望者は、事前の申し込みを必要とする。

- (1) 開催日時 令和6年11月15日（金）午後1時00分
- (2) 開催場所 静岡県磐田市小中瀬956-1（磐南浄化センター）
- (3) 申込方法 電話による
- (4) 申込期限 令和6年11月14日（木）午後4時00分
- (5) 担当部署 日本下水道事業団 東海総合事務所 磐田分室
住所 静岡県磐田市小中瀬956-1（磐南浄化センター内）
TEL 0538-66-7412 FAX 0538-66-7411

21. 資料の閲覧

閲覧希望者は、事前の申し込みを必要とする。

- (1) 閲覧資料 令和2～5年度磐南浄化センター運転管理年報（図書の閲覧及びCD貸出）
磐田市公共下水道事業計画書
磐南浄化センター場内点群データ公開用URL
- (2) 閲覧期間 令和6年11月11日（月）から令和6年11月22日（金）までの平日
午前10時から午前12時まで及び午後1時から午後4時まで
- (3) 閲覧場所 20.（2）に同じ
- (4) 申込方法 電話による
- (5) 申込期限 希望日の前日（休日を除く。）まで
- (6) 担当部署 20.（5）に同じ

2 2. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、日本下水道事業団物品購入等一般競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、本契約の解除及び指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、7.(3)③の資料に記載した配置予定の技術者を当該業務に配置すること。

「令和 7 ～ 11 年度磐南浄化センター維持管理業務委託」

入札説明書 低入札価格調査について

1. 低入札があった場合の措置

本業務では、2.「調査基準価格の算定方法」により調査基準価格を定めており、この調査基準価格を下回る入札があった場合は、3.「低入札調査」による調査を行う。

低入札調査の結果、当該入札者の入札が失格基準に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

2. 調査基準価格の算定方法

調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次の①から⑥に掲げる額の合計額とする。ただし、この額の予定価格に対する割合が、10 分の 8 を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 8 を乗じて得た額とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額とする。

- ① 直接業務費の額
- ② 直接経費の額
- ③ 技術経費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ④ 間接業務費の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額
- ⑤ 諸経費の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額
- ⑥ 小規模修繕費及び水道費の額

3. 低入札調査

調査基準価格を下回る入札があった場合には、この入札を保留して低入札調査を実施する。調査の対象となる者には入札価格の積算内訳書を求める。

提出された積算内訳書において、予定価格の算出の基礎となった次の①から⑤に掲げるいずれかの項目の額に満たない額がある場合は、当該入札者の入札は失格とし、無効とする。

- ① 直接業務費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ② 直接経費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ③ 技術経費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額
- ④ 間接業務費の額に 10 分の 3.5 を乗じて得た額
- ⑤ 諸経費の額に 10 分の 3.5 を乗じて得た額

4. 低入札調査の留意事項

- ① 積算内訳書の提出期限は、開札日の翌日から 7 日以内（土、日、祝日の場合はその翌日）とする。ただし、発注者から指定された場合はこの限りではない。
- ② 提出期限後における積算内訳書の差し替え及び再提出は、原則として認めない。
- ③ 入札者が提出した積算内訳書に関し、必要に応じて事情聴取を実施する。
- ④ 提出期限までに積算内訳書の提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合、その他調査に協力しない場合は、その入札者の入札は無効とする。

5. 積算内訳書の作成要領

- ① 様式は自由とする。
- ② 記載する内容は、交付した業務委託費内訳書に対応するものとする。
- ③ 積算内訳書の合計額は、入札価格と同額とする。

「令和 7 ～ 1 1 年度磐南浄化センター維持管理業務委託」

総合評価に関する事項

1. 評価項目、評価視点及び配点

本業務の総合評価に関する評価項目、評価視点及び配点は次のとおりとする。

(1) 業務の実施方針・体制について

評価項目	評価基準	得点	配点
業務の実績	過去5年間に対象施設と同等以上の処理能力、処理方式の施設の維持管理業務について、企業、配置予定総括責任者ともに複数年の受託経験を有する。	1.0	1.0
	過去5年間に対象施設と同等以上の処理能力、処理方式の施設の維持管理業務について、企業、配置予定総括責任者どちらかが複数年の受託経験を有する。	0.5	
	過去5年間に対象施設と同等以上の処理能力、処理方式の施設の維持管理業務について、企業、配置予定総括責任者ともに複数年の受託経験がない。	0.0	
業務実施方針	業務内容を正しく理解し、業務の実施にあたっての着眼点が的確であり、極めて妥当な方針が示されている。	1.0	1.0
	業務内容を概ね理解し、業務の実施にあたっての着眼点が的確であり、妥当な方針が示されている。	0.5	
	一般的な内容であり、具体的な方針が示されていない。	0.0	
組織体制及び人員配置計画	業務の実施に必要な有資格者に日本下水道事業団法施行令(昭和47年政令第286号)第四条第1項の第三種技術検定に合格した者を含めた人員配置計画及び夜間・休日を含めた実施体制が十分かつ妥当であり組織図等で明確に示され、具体的なものとなっている。	1.5	1.5
	業務の実施に必要な有資格者を含めた人員配置計画及び夜間・休日を含めた実施体制が十分かつ妥当であり組織図等で明確に示され、具体的なものとなっている。	1.0	
	業務の実施に必要な有資格者を含めた人員配置計画及び夜間・休日を含めた実施体制が明確に示され、具体的なものとなっている。	0.5	
	仕様書等の水準を満たしている。	0.0	
安全衛生管理体制	業務にあたる従業員の安全衛生管理に係る組織	0.5	0.5

	体制や実施計画が具体的かつ明確に示されている。		
	業務にあたる従業員の安全衛生管理に係る組織体制や実施計画が具体的に示されている。	0.3	
	仕様書等の水準を満たしている。	0.0	

(2) 運転管理業務方法について

評価項目	評価基準	得点	配点
対象施設の運転管理上の留意点	対象施設の特徴を踏まえ、運転管理上の留意点が的確に示されている。	1.0	1.0
	対象施設の特徴を踏まえ、運転管理上の留意点が示されている。	0.6	
	対象施設の特徴を踏まえているが、一般的な留意点しか示されていない。	0.2	
	具体的な留意点が示されていない。	0.0	
運転操作・監視業務実施計画	対象施設の特徴等を踏まえ、水処理、汚泥処理等それぞれの施設に具体的な運転操作・監視業務実施計画が示されており、その内容も極めて妥当なものとなっている。	3.0	3.0
	対象施設の特徴等を踏まえ、水処理、汚泥処理等それぞれの施設に具体的な運転操作・監視業務実施計画が示されており、その内容も妥当なものとなっている。	2.4	
	対象施設の特徴等を踏まえ、水処理、汚泥処理等それぞれの施設に運転操作・監視業務実施計画が示されており、その内容はやや具体性に欠けるが、妥当なものとなっている。	1.8	
	水処理、汚泥処理等のいずれかの施設のみ運転操作・監視業務実施計画が示されており、その内容は具体的で妥当なものとなっている。	1.2	
	水処理、汚泥処理等のいずれかの施設のみ運転操作・監視業務実施計画が示されており、その内容はやや具体性に欠けるが、妥当なものとなっている。	0.6	
	一般的な内容しか示されていない。	0.0	
環境計測業務実施計画	分析項目・方法・頻度、精度管理、記録管理などが具体的に示されており、その内容が妥当なものとなっている。	1.0	1.0
	分析項目・方法・頻度、精度管理、記録管理などがやや具体性に欠けるが、妥当なものとなっている。	0.6	
	分析項目・方法・頻度、精度管理、記録管理などのうち一部しか具体的に示されていない。	0.2	
	法令等で定められた水準を満たしている。	0.0	

(3) 保守点検業務方法について

評価項目	評価基準	得点	配点
対象施設の保守管理上の留意点	対象施設の特徴を踏まえ、保守管理上の留意点が的確に示されている。	1.0	1.0
	対象施設の特徴を踏まえ、保守管理上の留意点が示されている。	0.6	
	対象施設の特徴を踏まえているが、一般的な留意点しか示されていない。	0.2	
	具体的な留意点が示されていない。	0.0	
保守点検業務実施計画	日常・定期点検計画に加え施設機能の保持、故障発生抑制に対する考え方が具体的に示されており、その内容も極めて妥当なものとなっている。	2.0	2.0
	日常・定期点検計画に加え施設機能の保持、故障発生抑制に対する考え方が具体的に示されており、その内容も妥当なものとなっている。	1.6	
	日常・定期点検計画に加え施設機能の保持、故障発生抑制に対する考え方が示されており、その内容はやや具体性に欠けるが、妥当なものとなっている。	1.2	
	日常・定期点検計画の内容が具体的に示されており、妥当なものとなっている。	0.8	
	日常・定期点検計画の内容がやや具体性に欠けるが、妥当なものとなっている。	0.4	
	一般的な内容しか示されていない。	0.0	
保守点検結果の報告・評価方法	点検結果の記録管理、評価、対処方法、報告等が具体的に示されており、その内容が妥当なものとなっている。	1.0	1.0
	点検結果の記録管理、評価、対処方法、報告等がやや具体性に欠けるが妥当なものとなっている。	0.6	
	点検結果の記録管理、評価、対処方法、報告等の一部しか具体的に示されていない。	0.2	
	仕様書等の水準を満たしている。	0.0	

(4) 緊急時対応方法について

評価項目	評価基準	得点	配点
緊急事態・異常事態の想定と対応方針	大雨、台風、地震等の災害に加え、異常水質の流入などの緊急事態の被害を具体的に想定し、それぞれの被害に応じた明確な対応方法が示されており、その内容が極めて妥当なものとなっている。	2.0	2.0
	大雨、台風、地震等の災害に加え、異常水質の流入などの緊急事態の被害を具体的に想定し、それぞれの被害に応じた明確な対応方法が示されており、その内容が妥当なものとなっている。	1.6	
	大雨、台風、地震等の災害に加え、異常水質の流入などの緊急事態の被害を具体的に想定し、一般的な対応方法が示されており、その内容が妥当なものとなっている。	1.2	
	大雨、台風、地震等の災害の被害を具体的に想定し、それぞれの被害に応じた明確な対応方法が示されており、その内容が妥当なものとなっている。	0.8	
	大雨、台風、地震等の災害の被害を具体的に想定し、一般的な対応方法が示されており、その内容が妥当なものとなっている。	0.4	
	一般的な内容しか示されていない。	0.0	
緊急時のバックアップ体制と連絡体制	緊急時における全社的なバックアップ体制、JS、委託団体等への連絡体制等について具体的に示されており、その内容が妥当なものとなっている。	1.0	1.0
	緊急時における全社的なバックアップ体制、JS、委託団体等への連絡体制等について、やや具体性に欠けるが妥当なものとなっている。	0.6	
	緊急時における全社的なバックアップ体制、JS、委託団体等への連絡体制等について一般的であるが、妥当な内容となっている。	0.2	
	仕様書等の水準を満たしている。	0.0	

(5) 環境対策について

評価項目	評価基準	得点	配点
エネルギー使用量削減への取り組み方針	対象施設の特徴を踏まえ、電力及び燃料の使用量削減への取り組みについて、具体的方策が示されており、その内容が妥当なものとなっている。	1.0	1.0
	対象施設の特徴を踏まえ、電力及び燃料の使用量削減への取り組みについて、やや具体性に欠けるが、妥当な方策が示されている。	0.6	
	一般的なエネルギー使用量削減方策しか示されていないが、妥当な内容となっている。	0.2	
	具体的な提案がない。	0.0	
周辺環境への配慮	悪臭防止・騒音防止・ごみの削減の周辺環境への配慮が具体的に示されており、その内容が妥当なものとなっている。	1.0	1.0
	悪臭防止・騒音防止・ごみの削減の周辺環境への配慮がやや具体性に欠けるが、妥当な内容となっている。	0.6	
	周辺環境への配慮について一般的なもののしか示されていないが、妥当な内容となっている。	0.2	
	具体的な提案がない。	0.0	

(6) その他

評価項目	評価基準	得点	配点
その他上記以外で業務に関する有効な提案	他にはない独自の提案であり、かつ実現性が高く、本業務に対して具体性があり、極めて有効な提案となっている。	2.0	2.0
	他にはない独自の提案であり、かつ実現性が高く、本業務に対して具体性があり、有効な提案となっている。	1.6	
	他にはない独自の提案であり、かつ実現性が高く、本業務に対してやや具体性に欠けるが、有効な提案となっている。	1.2	
	一般的な内容であるが、その内容に具体性があり、一定の効果が期待できる提案となっている。	0.8	
	一般的な内容であり、やや具体性に欠けるが、ある程度の効果が期待できる提案となっている。	0.4	
	具体的な提案がない。又は一般的な内容しか示されていない。	0.0	

※ 表中「過去5年間」とは令和元年度以降のことである。

2. 技術提案に係る留意事項等

- (1) 技術提案は、1. に示す評価視点に基づき、「様式8-1」及び「様式8-2」により作成し、競争参加資格確認申請書提出時に6部提出すること。
- (2) 必要に応じて技術提案の内容が確認できる根拠資料を提出すること。
- (3) 法令、仕様書等の水準を示している評価項目は必ず技術提案を行うこと。提案がない場合及び水準に満たない場合は失格とする。
- (4) (3)以外の評価項目で技術提案がない場合は、その項目は加点評価対象としない。
- (5) 1.(6)の評価項目については、3件を上限として提案を認める。複数の提案があった場合は、提案全体を総括して評価する。
- (6) 次に示す技術提案は、実施を認めない。
 - a) 既存施設の改築を伴うもの
 - b) 安全性に欠けるもの
 - c) 関係法令等に違反するもの
- (7) 内容が一般的である場合を標準の0点とし、評価視点の網羅性及び妥当性等の総合的な評価により優秀と認められる提案に対して加算点を与えるものである。次に示す技術提案は、加点評価対象としない。
 - a) 法令で定められた水準、仕様書等の水準を満たすに過ぎないもの
 - b) 一般的な内容の提案であり、効果が期待できないもの
 - c) 具体的な実施範囲・条件等が明確に記載されていないもの
 - d) 具体的な効果内容が確認できないもの
 - e) 求める提案主旨と異なる提案
 - f) 他機関及び他業務との調整・協議が必要となるもの
 - g) 実施時期を明記していないもの
 - h) (6)のa)b)c)に該当するもの
- (8) 技術提案の確認を行う必要がある場合は、ヒアリングを行う。ヒアリングを行う場合は、日時、場所を追って通知する。なお、出席者は技術提案の内容を説明できる者とする。
- (9) 技術提案の採否は通知しない。ただし(3)に該当する場合は競争参加資格確認の通知に併せて書面により理由を付して通知する。
- (10) 契約職は、技術提案に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。ただし、落札者の技術提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他社に比べ優位な点を公表することがある。
- (11) 契約職は、提案者の了承を得ることなく技術提案の全部又は一部を使用しない。